　　に関する基本協定書（案）

　春日市（以下「甲」という。）と　　　（以下「乙」という。）は、春日市民間提案制度における協議対象案件である「　　　」（以下「本件」という。）について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり基本協定書を締結する。

　（総則）

第１条　甲及び乙は、本件の事業化に向けて誠実に協議する。

　（協定の期間）

第２条　協定の期間は、協定締結日から　　年　月　日までとする。ただし、本件の事業化に向けて、更に期間が必要と認められる場合は、協定の期間を延長できる。

　（甲の役割）

第３条　甲は、本件の検討・協議のために必要な組織・体制を構築する。

２　甲は、本件の検討・協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。

３　甲は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

　（乙の役割）

第４条　乙は、甲との連絡調整の窓口を設置する。

２（共同企業体での提案の場合）代表者は、構成員との情報共有を行う。

３　乙は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

４　乙は、構成員に追加・変更等が生じた場合は速やかに甲に連絡する。

５　乙は、事業化に向けた協議にかかる費用を負担する。

　（秘密の保持）

第５条　乙は、本件の協議に際し、知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

２　前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

　（権利義務の譲渡等の制限）

第６条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（協議の方法）

第７条　協議は、原則として乙が行った提案の範囲内で行うものとする。

　（その他）

第８条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙の協議により定める。

　この協定の締結の証として本書２通を作成し、甲と乙が各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

甲　　春日市

代表者　　　春日市長　井　上　　澄　和

　　乙　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称